

本巢市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書

年 月 日

本巢市長 様

窓口に来られた方 (届出人)	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	自宅 携帯
届 出 人 の 区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人	

本巢市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定に基づき、登録内容の変更・登録の廃止 を次のとおり届出ます。

登録内容の変更又は登録を廃止する者の氏名	ふりがな		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

登録内容を変更する場合

変 更 内 容	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> その他()
変 更 前	
変 更 後	

法定代理人が届出する場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人
氏 名	ふりがな
住 所	<input type="checkbox"/> 届出人に同じ
連 絡 先	自宅 携帯 <input type="checkbox"/> 届出人に同じ

注意

- 裏面の内容をよくお読みください。
- 届出人は、届出の際に次の書類を提示し、その写しを提出してください。
 - 本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、個人番号カード、旅券、運転免許証等)
 - 法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
 - 法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(様式第2号の委任状「原本」と委任者の本人確認書類「コピー可」)

※次の欄は記入しないでください。

受 付	登 録	入 力	本人等の確認書類	備 考
			<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	

(裏)

本巢市住民票の写し等の本人通知制度登録（変更・廃止）届出書について

- 1 この届出書は、本巢市本人通知制度に登録された方に係る登録内容に変更があったとき又は登録を廃止しようとするときに使用するものです。
- 2 この届出書を提出しようとする方は、この届出書に必要事項を記入の上、ご本人であることが確認できる書類（住民基本台帳カード、個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等）を提示し、その写しを添えて届出してください。
法定代理人の方がこの届出を提出する場合は、関係がわかる戸籍謄本を提示してください。（当市の戸籍で確認できる場合は不要です。）
また、法定代理人以外の代理人の方が提出する場合は、様式第2号の委任状（原本）と委任者の本人確認書類（コピー可）も提出してください。
- 3 郵便又は信書便による届出は、次のいずれかに該当する場合にできます。
 - (1) 登録を希望する方又は登録された方が疾病その他やむを得ない理由等により直接、申込みをすることができないと市長が判断するとき（医師の診断書等を求める場合があります。）
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき
- 4 郵便又は信書便により届出をするときは、この届出書に必要事項を記載の上、本人であることが確認できる書類（住民基本台帳カード、個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等）の写しを同封してください。
- 5 この届出書により登録内容の変更をしても、登録期間は延長されません。
- 6 この届出書を提出する前に登録が廃止されているときは、この届出書を提出する必要はありません。
- 7 この届出書により登録を廃止したときは、届出日の前日までに本巢市住民票の写し等交付通知書を発送すべき事案がなければ、届出日をもって通知書の送付を停止します。